

「第3回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

令和元年5月31日（金） 10:30～11:20

2 場所

豊洲市場講堂

3 議事概要

(1) 条例改正の方向性について、事務局から資料に基づき説明した。

(2) 委員からの主な意見は以下のとおりであった。

ア 都は単に意見を聴くのではなく、卸売市場がより人々から信頼され、取扱を増大させるという視点で業界と一緒に考えてもらいたい。

イ 市場を取り巻く環境は厳しく、取扱数量や経由率は低下している。具体的なルールの検討にあたっては、市場の回復・活性化を図ることを共通の課題として認識し、卸、仲卸、売買参加者が連携して取り組む必要がある。

ウ 規制緩和は時代の流れであるが、可視化を含めた段階的緩和を希望する。売買参加者制度は、産地への迅速な代金支払いを行う代払制度等と一体的に運用してもらいたい。

エ 全ての規制を緩和するのではなく、市場や部類による違いも含め、柔軟に対応できるようにしてもらいたい。市場ごとにしっかりした話し合いが必要である。

オ 売買参加者制度の維持は評価するが、その承認や更新の要件を明確に示してもらいたい。

カ 重要なことは市場をどのように活性化していくかであり、規制をなくすだけでなく、残すべきものもある。これまでは法の規制のもとに卸・仲卸の関係をつくってきたが、今後はその信頼関係を自ら構築し、我々が市場ルールを積極的につくっていくかなければならない。

キ 都が今後とも開設者を続けるのであれば、都民に卸売市場の社会インフラとしての重要性をもっと明確に示していく必要がある。

ク 法改正で開設区域が廃止されたが、東京の卸売市場は開設区域を超えた広い供給圏をもっており、このような機能も含め、都民に理解を求める必要がある。

ケ 条例改正の重要な目的として新たなニーズに対応するための規制緩和があるが、誰のどのようなニーズに応えるのかという具体策を検討し、それを促進するための改正とすべき。また、事業者、関係者の経験値やノウハウが最大限生かされるような改正、緩和であるべき。

コ 環境が変化する中で規制を見直すのは当然である。経済的規制は緩和する一方、公正な取引や安全安心といった社会的規制は強化する視点も必要で、信頼性につながる。都は複数の市場があり、ネットワークとして機能を強化するという視点も重要である。

サ 今回の方向性は、都が責任をもって都民の食を支えていくこと、そのために市場は必要な社会インフラであるということが基本になっている。そこを担う業者の方と一緒にこれからの食の機能を考え、必要な規制と不要な規制を仕分けし、市場の社会的責任を果たしていくという視点で建設的な議論が必要である。